

平成 2 0 年 度

税 制 改 正 予 定 事 項  
【事項別】

平成 1 9 年 1 2 月

農 林 水 産 省

## 第 1 国内農業の体質強化

- 1 贈与税納税猶予の適用農地等を認定農業生産法人等に使用貸借した場合の次の特例措置の3年延長
  - ① 納税猶予の継続（贈与税）
  - ② 徴収猶予の継続（不動産取得税）
- 2 農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業に係る次の特例措置の2年延長
  - ① 農地保有合理化法人が農地保有合理化事業により農地等を取得した場合の所有権の移転登記に係る税率の軽減（2%→0.8%）（登録免許税）
  - ② 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により農地等を取得し、売渡した場合の納税義務の免除（不動産取得税）
  - ③ 農地保有合理化法人が長期貸付農地保有合理化事業により農地等を取得した場合の課税標準の軽減（3分の2）（不動産取得税）
- 3 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業委員会のあっせん等により農地等を取得した場合の課税標準の軽減措置（3分の1）の2年延長（不動産取得税）
- 4 農業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度（30%）又は税額控除制度（7%）の2年延長（所得税・法人税）
- 5 肉用牛売却所得の課税の特例措置の延長（所得税・法人税・住民税）
- 6 農業協同組合等が国の補助等を受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の軽減措置（交付金相当額を軽減）の2年延長（不動産取得税）
- 7 農業用軽油に係る免税措置の適用範囲の見直し（農作業受託を追加）（軽油引取税）
- 8 農業用輸入A重油の免税措置及び同国産A重油の還付措置（1KL当たり2,040円）の2年延長（石油石炭税）

## 第2 資源・環境対策の推進

- 1 バイオエタノール混合ガソリンに係る軽減措置（エタノール混合分3%までの免税）の創設（揮発油税・地方道路税）
- 2 バイオ燃料製造設備（エタノール、ディーゼル、ガス、木質ペレットの各製造設備）を取得した場合の特例措置（3年間2分の1）の創設（固定資産税）
- 3 エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却制度（30%）又は税額控除制度（7%）の対象設備の見直し及び2年延長（所得税・法人税）
- 4 生物資源利用製品製造設備を取得した場合の特別償却制度（14%）の2年延長（所得税・法人税）
- 5 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく家畜排せつ物処理・保管施設の課税標準の軽減措置（5年間3分の1）の対象設備の見直し及び2年延長（固定資産税）
- 6 改正食品リサイクル法に基づく食品循環資源再生処理装置に係る課税標準の軽減措置の拡充（3年間5分の1→3年間3分の1）及び2年延長（固定資産税）
- 7 廃棄物再生処理用設備を取得した場合の課税標準の軽減措置（3年間4分の1）の2年延長（固定資産税）
- 8 公害防止用設備を取得した場合の次の特例措置の2年延長
  - ① 特別償却（14%等）（所得税・法人税）
  - ② 課税標準の軽減（6分の5等）（固定資産税）

## 第3 食品産業の競争力強化

- 1 中小企業者に該当する食品製造業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度（30%）又は税額控除制度（7%）の2年延長（所得税・法人税）
- 2 食品企業者等の研究開発促進税制の拡充及び延長（所得税・法人税等）

- 3 農林水産業と商工業との連携等を促進するための所要の税制措置（法人税）
- 4 産業活力再生特別措置法に基づき行う事業再構築等に係る登記の税率の軽減措置（0.7%→0.35%等）の延長（登録免許税）
- 5 中核的地方卸売市場に係る課税標準の軽減措置（5年間3分の1）の2年延長（固定資産税）
- 6 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る課税標準の軽減措置（4分の1）の1年延長（事業所税）
- 7 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部改正に伴う税制上の所要の措置（不動産取得税）
- 8 移転価格税制に係る納税猶予制度の創設（住民税・事業税）

## 第4 森林・林業施策の推進

- 1 林業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度（30%）又は税額控除制度（7%）の2年延長（所得税・法人税）
- 2 森林組合等が国の補助等を受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の軽減措置（交付金相当額を軽減）の2年延長（不動産取得税）
- 3 造林等を行う海外法人の株式等を取得した場合の海外投資等損失準備金制度（取得価額の30%積立）の2年延長（法人税）
- 4 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る特別控除の特例措置（1千万円加算等）の2年延長（贈与税）
- 5 新築住宅に対する税額の減額措置（3年間2分の1等）の2年延長（固定資産税）

## 第5 水産施策の推進

- 1 漁業協同組合の合併に係る企業組織再編税制の特例措置の創設（法人税）
- 2 漁業協同組合等が現物出資により株式会社を設立した場合の不動産に係る非課税措置の創設（不動産取得税）

- 3 漁業協同組合が漁業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合の不動産の所有権の移転登記等に係る税率の軽減措置（2%→0.4%等）の2年延長（登録免許税）
- 4 漁業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度（30%）又は税額控除制度（7%）の2年延長（所得税・法人税）
- 5 漁業協同組合等が国の補助等を受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の軽減措置（交付金相当額を軽減）の2年延長（不動産取得税）
- 6 漁業用輸入A重油の免税措置及び同国産A重油の還付措置（1KL当たり2,040円）の2年延長（石油石炭税）

## 第6 その他の事項

- 1 厚生農業協同組合連合会が特別養護老人ホームを設置・運営する場合の特例措置の創設（登録免許税・不動産取得税等）
- 2 能登半島地震災害及び新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋等に係る税額の軽減措置（4年間2分の1）の創設（固定資産税・都市計画税）
- 3 独立行政法人緑資源機構等の見直しに伴う税制上の所要の措置（所得税・法人税等）
- 4 適格退職年金制度等の積立金に係る特別法人税（1%）の課税停止の3年延長（法人税・住民税）
- 5 農業協同組合等が組織再編成を実施する際の不動産の所有権の移転登記等に係る税率の軽減措置（0.4%→0.25%等）の2年延長（登録免許税）
- 6 機械及び装置の資産区分の大括り化等減価償却制度の見直し（所得税・法人税等）
- 7 公益法人制度改革に伴う公益法人関係税制の整備（所得税・法人税等）